



LOTUS Cup Japan 2017 Sporting Regulation

公示

本競技は、FIA 国際モータースポーツ競技規則及びその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則及びその付則、並びにそれらに準拠したロータスカップ・ジャパン アソシエーション（LCJA）が定めるロータスカップ・ジャパンシリーズ統一規則、各大会主催者により定められる特別規則書および各サーキット規定に基づき開催される。

第 1 条 大会

「ロータスカップ・ジャパン」は、日本自動車連盟（JAF）の公認のもと、自動車登録番号標を有するロータス車両による各ワンメイクレースシリーズとして開催される。すべての参加者は、これらの諸規則に精通し、これを遵守するとともに各大会主催者および競技役員の指示に従う義務を負うものとする。

第 2 条 組織

本シリーズは、ロータスカップ・ジャパン・アソシエーション（略称：LCJA）の主管により運営され、それぞれの大会に於ける組織委員会、審査委員会、競技長およびその他の競技役員は各大会の特別規則にて公示される。

第 3 条 競技規則の変更

「ロータスカップ・ジャパンシリーズ統一規則」は、シリーズ開催年度中に於いても見直しを行うことがある。その内容は LCJA 発行のブルテン（Bulletin）で発表される。

第 4 条 競技会日程 / 開催場所 / イベント名称

| | | | |
|----------------|---------------------|--------------|----------------------|
| 第 1 戦 (特別戦) | 2017 年 4 月 2 日 (日) | 富士スピードウェイ | JAPAN LOTUS DAY 2017 |
| 第 2 戦 | 2017 年 5 月 7 日 (日) | 鈴鹿サーキット | 鈴鹿クラブマンレース |
| 第 3 戦 | 2017 年 6 月 25 日 (日) | 富士スピードウェイ | 富士チャンピオンカップレース |
| 第 4 戦 | 2017 年 7 月 9 日 (日) | スポーツランド SUGO | SUGO クラブマンレース |
| 第 5 戦 | 2017 年 10 月 28 日(土) | ツインリンクモテギ | WTCC |
| 第 6 戦 | 2017 年 10 月 29 日(日) | ツインリンクモテギ | WTCC |



第5条 レース距離 / 完走周回数 / 決勝出走台数

各大会の特別規則書に公示される。

第6条 参加資格

1. ドライバーは、当該年度に有効な JAF 国内競技運転者許可証 A 級以上の所有者であること。
(但し、ドライバーのレース経歴等によって、参加資格はあるものの、LCJA の判断で章典外とする場合がある。)
2. LCJA に選手登録し、認定されたドライバーでなければならない。
3. 章典外ドライバーはゼッケンベースの色によって表示される。
(章典内ドライバー：白 / 章典外ドライバー：黄色)

第7条 参加車両

1. 参加車両は、ロータス車両とし、別掲の車両規定に合致した車両であること。また、以下のクラス区分を設ける。
 - 1) LCJ クラス 1 : エキシージ S (V6) / エキシージスポーツ 350 (V6)
 - 2) LCJ クラス 2 : 2-イレブン CUP / エキシージ S / エキシージ CUP240 / エキシージ CUP255 /
エキシージ CUP260 / エリーゼ S (2ZR) / エリーゼ SC / エリーゼ R / エキシージ /
エキシージ CUP190
 - 3) LCJ クラス 3 : エリーゼ S (1ZZ) / エリーゼ (1ZR)
2. 参加者は、エントリー以前に LCJA に対して自動車検査証及び自賠責保険証書を提示し、LCJA 指定工場で車両検査を受け、Technical Inspection Sheet を提出しなければならない。
3. 車両検査に適合した車両は、LCJA にて登録ナンバー、車体ナンバーが登録され、ロータスカップ仕様車であることを表す認定番号付きプレートおよびステッカーが装着されていなければならない。また当該車両の有効な車検証、自賠責保険証を常備すること。
4. 参加車両は、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行を確認するための車両検査が義務付けられる。
5. クラスエントリー台数によっては、レース成立がしない場合がある。

第8条 ゼッケン (ドライバー氏名記載 削除)

1. ゼッケン番号は、LCJA が決定し、各シリーズに於いて、当該年度を通して使用される。
2. ゼッケンベース、ゼッケン番号は、LCJA 指定のものを使用し、指定された位置と角度で貼り付けなくてはならない。
3. ゼッケンの表示場所は、フロントカウル、左右ドア、リアの 4 箇所とする。

第9条 ドライバーの装備品

1. ドライバーは、2017 年 JAF 国内競技車両規則第 4 編付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」及び「各大会特別規則」に適合する下記装備品を整えること。

また公式車検時に携帯もしくは着用し技術委員の点検を受けなければならない。

【着用義務】競技用 4 輪用ヘルメット (フルフェイスタイプ)

耐火炎レーシングスーツ/シューズ/グローブ/耐火炎バラクラバ/耐火炎アンダーウェア/耐火炎ソックス
頭部及び頸部の保護装置(Frontal Head Restraint FHR(HANS))



第 10 条 年間参加申込

1. 年間参加申込み、各大会への参加申し込みは、LCJA 宛に行うこと。
2. 参加申込書に記載する車名には、参加車両に該当する「ELISE（エリーゼ）」「EXIGE（エキシージ）」または「2-11」の文字が含まれていなければならない。

第 11 条 参加費用

1. 参加料：550,000 円（消費税別）／1 年間
2. シリーズの途中から参加する場合は、既に終了した大会数×65,000 円（消費税別）を差し引いた金額を、参加料として支払うものとする。
3. 参加料はいかなる場合も返還されない。ただし、不可抗力による当該大会の中止、当該大会組織委員会による参加申込拒否（JAF 国内競技規則 4-19）の場合は、1 戦分を 65,000 円（消費税別）とし 2017 年度の全レース終了後に振込手数料を差し引いた金額が返還される。

第 12 条 保険

1. 参加者は、ドライバーには総額 1,000 万円以上、チーム監督およびピット要員には、各々、総額 500 万円以上の有効な保険に加入していることを参加申し込み時に申告しなければならない。
2. 各大会の特別規則に規定されている場合には、それに従うこと。

第 13 条 ドライバーおよびチームクルーの遵守事項

参加者、ドライバーおよびチームクルーは、秩序ある行動を取らなければならない。

そして相互に、また競技役員を含む全ての関係者に対して攻撃的、侮辱的な言動や行動は、厳に慎まなければならない。

本条項に違反した場合は、厳重な罰則が適用される。

第 14 条 罰則

1. サーキットにおけるドライブ行為の規律

ドライバーは、FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」および当該大会に有効な安全規定ならびに、それに準ずる規定を遵守しなければならない。この条項に違反し、危険行為と判断されたドライバーは、当該大会の罰則とは別に LCJA から標記の通り厳しく罰せられる。

- 1) 各大会において当該競技役員から危険行為と判断され、当該大会審査委員会よりペナルティを科せられたドライバーは、LCJA により公示される。
- 2) 参加した大会で受けたペナルティの全てを加算する。また、シリーズポイントの減算および剥奪は、全てのシリーズに適用する。
- 3) 参加した大会で受けたペナルティ 1 件ごとに、その年度内に獲得したシリーズのポイントから 10 ポイントが減算される。
- 4) 上記ペナルティが 3 件に達したドライバーは、その年度内に獲得したシリーズポイントが全て剥奪される。
- 5) 上記ペナルティは、ペナルティを科せられた日から 1 年間累計され、翌年度の応答日から個別に削除される。



2. 車両規則違反

参加者は、本規定に定められた車両規定、該当する JAF 国内競技車両規定、当該大会の特別規則に定められた車両規定、および当該サーキット規定に定められた車両規定に違反し、失格となった場合、当該大会審査委員会の審議結果を考慮し、その年度内に獲得したシリーズポイントの全てを剥奪される。

第 15 条 広告スペース

参加者は、LCJA および各主催者より配布されるスポンサーステッカーを貼付する為のスペースを提供しなければならない。その数、位置については LCJA の指示に従わなければならない。

- 1) 参加者は、大会事務局及び当該レーススポンサーのために参加車両に広告スペースを提供し、規定の位置に指定のステッカーを貼付しなければならない。
- 2) 参加者は、LCJAが規定する当該レースのスポンサーと競合する参加者自身のスポンサーを、車両及び衣服に表示する場合、LCJAに事前申請し承認を受けなければならない。
- 3) 参加者は、レーシングスーツの指定の位置にLCJAが規定するワッペンを貼付しなければならない。但し、LCJAが特に認めるドライバーについてはこの限りではない。

第 16 条 車両の交換

参加受付後の車両交換は、認められない。

第 17 条 大会期間中の整備作業

大会期間中に認められる車両整備は、以下の通りとする。

但し、当該大会の技術委員長長の許可がある場合は、この限りではない。

1. エンジンオイル、トランスミッションオイルの点検補充、交換。
2. ブレーキ、クラッチフルードの点検補充、交換、エア抜き作業。
3. 冷却水の点検、クーラントまたは水の補充、交換。
4. バッテリー液量の点検、蒸留水の補充。
5. タイヤ、ホイールの清掃。
6. タイヤエア圧の点検、調整。
7. ホイール取り付け状態の点検、締め付け確認
8. 調整ダイヤルによるショックアブソーバーの減衰力調整。
9. ウォッシャー液量点検、ウォッシャー液または水の補充。
10. ガソリン給油。
11. 各種ステッカーの貼付、交換。
12. 車両より部品の取り外しを伴わない各部の清掃。

第 18 条 燃料

当該大会の参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則第 3 編 第 1 章 第 9 条「燃料」に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。またいかなる添加剤の追加、燃料に対する冷却、加工等も認めない。



第 19 条 エアバック

当該大会の公式車両検査開始前までにエアバックの作動を制限するか停止させること。また、当該大会の競技中も常にその状態を維持しなければならない。

尚、当該大会の公道走行チェック時には、エアバックが作動するよう元の状態に戻すこと。

第 20 条 公式車両検査

公式車両検査に合格した車両は、当該大会期間中、いかなる改造（加工・交換・追加・変更）も認められない。また、事故や使用による損傷や摩耗した部品の交換（修復）は、当該大会の技術委員長の許可を受けた上で作業を行うことができる。その際、当該車両は再車両検査を受け承認を得なければならない。

第 21 条 公式予選

1. 全ての参加ドライバーは、スターティンググリッド順を決定するための公式予選に出走し、タイム計測を受けなければならない。
2. 全ての参加ドライバーは、公式予選で記録されたタイムがレース出走最低基準タイムをクリアしなければならない。最低基準タイムは、同一公式予選内に記録された各クラス毎上位 3 台のベストラップタイム平均に 130%を乗じたものを予選通過基準タイムとする。
3. 公式予選において最低基準タイムをクリアできなかったドライバーは、大会審査委員会が認めた場合を除き、決勝レースへの出場は認められない。

第 22 条 決勝スターティンググリッドの決定方法

1. スターティンググリッドは、1 番グリッドより Class1、Class2、Class3 の順に、クラス毎のタイム順で配列される。予選を組み分けて行われる場合は、各組の 1 位のタイムを比較し、上位の組がポールポジション側を占める。
2. 章典外ドライバーについても、同様の決定方法が適用される。

第 23 条

コンソレーションレース各大会において、最大決勝出走台数を 11 台以上超える参加台数があった場合に、予選不通過車両を対象としたコンソレーションレースを行うことがある。この場合、当該大会の参加者に対し公式通知をもって公示する。

第 24 条 レーススタート方式

レースのスタート方式はグリッドスタートとする。

第 25 条 車両保管

1. 競技車両は、予選、決勝終了後に当該大会競技役員により車両保管される。参加者は、車両保管が解除された後に車両整備が認められる。
2. 競技車両は、公式車検を受けた後、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで当該サーキットの場外へ持ち出すことはできない。2 日間の開催大会において 1 日目終了後、参加者の移動を目的とする車両の場外持ち出しが認められる場合がある、ただし所定の手続き、公道走行車両検査が実施され、大会技術委員長な



らびに大会競技長承認のもと大会審査委員会が許可したものに限り。

場外持ち出しがされた車両は、指定された時間に再車両検査を受け合格しなければ、その後の出走が認められない。また再車両検査には所定の手数料が発生する。

3. 大会期間中にリタイヤした場合、車両を当該サーキットの場外に持ち出せるのは、リタイヤ届けの受理後に実施される公道走行チェックを受けた後となる。

第 26 条 公道走行チェック

1. 参加受付された全ての車両は、レース終了後の車両保管が解除された後、当該大会役員立会いのもと、LCJA によって指定された検査員により実施される公道走行チェックを受けなければならない。
 2. 決勝レースに不出場、またはリタイヤした車両についても、公道走行チェックを受けなければならない。
 3. 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 車体外板
 - (2) かじ取り装置
 - (3) 制動装置
 - (4) 走行装置
 - (5) 緩衝装置
 - (6) 動力伝達装置
 - (7) 電気装置
 - (8) 原動機
 - (9) 排気系
 - (10) 灯火装置・方向指示器
 - (11) 警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
 - (12) 競技走行において異常が認められた箇所
 - (13) エアバックの作動確認
 - (14) 最低地上高 (9cm 以上)
 - (15) フロント牽引フック取り外し
- * (1)~(12) の検査内容について、JAF「自動車登録番号標付車両によるレース終了後の車両検査標」に従う。
4. 公道走行チェックに於いて、一般公道に於ける運行が不適と判断された車両は、LCJA によって管理され、規定の場所 (使用者の保管場所、自動車整備工場) までキャリアカーによって移動されなければならない。
 5. 参加車両が本検査を受けなかった場合には、競技成績が抹消され、かつその参加者、ドライバーおよび当該車両のそれ以降の本シリーズへの参加は認められない。
 6. 入賞した車両が本項によってその競技成績を抹消された場合でも、他の入賞車両の順位は変わらず、その車両の後順位の車両の順位は繰り上げられない。

第 27 条 シリーズポイント

1. シリーズポイントは、以下の通り与えられる。
2. シリーズポイントは、当該大会毎 (第 1 戦の特別戦を除く) 毎に完走したドライバーに与えられる。
3. 最終シリーズランキングは、有効ポイント制とし、各ドライバーの上位 4 大会のポイント合計により決定される。



4. シリーズポイント集計の結果、同ポイントの場合の順位は、残りの1大会の順位、さらに同ポイントの場合は、第1戦（特別戦）の順位によって決定される。
5. シリーズポイントは下記の通り。

シリーズポイント表

| 順位 | 1位 | 2位 | 3位 | 4位 | 5位 | 6位 | 7位 | 8位 | 9位 | 10位 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| ポイント | 20 | 15 | 12 | 10 | 8 | 6 | 4 | 3 | 2 | 1 |

6. 不可抗力によるレース中止の場合の取扱い

- 1) 先頭車両が2周回を完了する前にレースが中止された場合、レースは成立せず、シリーズポイントと賞典は与えられない。
- 2) 先頭車両が2周回以上を完了し、かつ当初のレース距離の75%未満でレースが中止された場合、シリーズポイントの50%（少数点以下切捨て）と賞典が与えられる。

7. ペナルティポイントに関して

LCJAは本規則第13条罰則に加え、以下の場合、ペナルティとしてシリーズポイントを減算する場合があります。

- 1) H項、L項違反によるペナルティは、罰則の量刑による：-10以上
- 2) 車両規則違反が判明した場合、当該レースを含む以前に獲得した当該車両の2017年度シリーズポイントの全てを無効とする。
- 3) ペナルティポイントにより各大会正式結果が影響を及ぼされることはない。

8. 同順位の決定

各シリーズに於ける同ポイントの順位決定方法は、次の方法でシリーズ順位を決定する。

- 1) 上位獲得数の多い者。
- 2) 参戦数の多い者。
- 3) 先に上位を獲得した者。
- 4) 第1戦（特別戦）の順位

第28条 賞典

1. 各大会賞典

当該大会の賞典は、各大会の特別規則書に公示され、表彰を行う。

2. 賞典の制限

大会賞典は、出走台数により次のように制限される。

- 2～3台 … 1位まで
- 4～5台 … 2位まで
- 6～7台 … 3位まで
- 8～9台 … 4位まで
- 10～11台 … 5位まで
- 12台以上 … 6位まで



尚、出走 1 台の場合、賞の授与を行わない。

3. 仮表彰

各レースとも、決勝出走台数に関係なく第 3 位まで仮表彰を行う。

第 29 条 補足 / 統一解釈

補足-1

【タイヤ】

1. 公式予選、決勝を通じて使用できるタイヤは 4 本までに制限される。
2. 公式車両検査時に 4 本のタイヤにマーキングが施される。
3. 公式車両検査時に施されたタイヤのマーキングは、当該大会終了時まで保存しなければならない。
また、大会期間中に当該大会でマーキングされたタイヤの提示を求める場合があり、その場合は指示に従うこと。
4. バースト、パンク等、やむを得ない理由の場合のみ、当該大会技術委員長によりタイヤマーキングが施される事を条件に 1 本のみ交換が認められる。2 本以上の交換が必要な場合には、同クラス最後尾スタートとなる。
5. タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止され、タイヤマーキングは車両外側に向くようにすること。

本規定に記載されていない事項は、各大会の特別規則書、各サーキット一般競技規則、および各大会の公式通知により示される。

尚、本規定の変更や解釈は LCJA よりブルテン (Bulletin) として公示される。

ロータスカップ・ジャパン事務局 (LCJA)

〒145-0061 東京都大田区石川町 2-1-1 エルシーアイ株式会社内

TEL : 03-5754-0805 FAX : 03-5754-0807

www.lotus-cars.jp



LOTUS Cup Japan 2017 Technical Regulation

参加車両は LOTUS ELISE、EXIGE、2-ELEVEN とし、2017 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第 6 章「スピード B 車両規定」に適合した車両であり、本規定で定められていない項目については、JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章「スピード SA 車両規定」に従ってなくてはならない。

年度途中の規則改訂・修正ブルテンは、LCI ホームページにより都度公示される。

<http://www.lotus-cars.jp/motorsport/lotus-cup/entrant.html>

車両

- 参加車両は、エルシーアイ株式会社が輸入し日本国内で販売したロータス、またはロータスカップ・ジャパン・アソシエーション（LCJA）が認めた車両で、LCJA 指定テクニカルサービススポットに於いて車両検査を受け認定プレートを室内シャシ助手席側に装着しなければならない。
- 参加車両は道路運送車両法に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致した状態でなければならず、レース中に於いても乗車定員分の座席を有していなければならない。
- JAF 国内競技規則付則「自動車登録番号標付車両によるレース開催規定」第 2 条に従い、当該車両規定で改造が許されていない項目はすべて当初の状態であればならず変更、改造、追加は一切認められない。
- 参加車両への異なる型式および年式の車両部品は、LCJA より使用許可の公示がない限り一切の使用は認められない。
- 参加車両は公式車検終了からレース終了後の保管解除まで主催者によって管理され、サーキット施設内より車両を持ち出すことは許されない。
- 保管解除後主催者指定場所における公道走行チェックを必ず受け、積載車による回送の場合は公道走行チェック要員に申告し積載回送の承認を受けなければならない。
- 車両について分解整備を行った場合は、遅滞なく点検整備記録簿に整備概要を記載しなければならない。
- 鉛封印部分を分解修理する場合その旨を LCJA まで届出るとともに、指定工場（テクニカルサービススポット）にて修理交換をしなければならない。
- 当該車両の有効な自動車検査証、自賠責保険証を常備しなければならない。

1. 安全規定

改造及び付加物の取付けなどにより当該大会の技術委員長が安全でない車両と判断をした場合、その指示に従わなければならない。

1-1 配管類

本規定に定められた部品（LCJA 指定部品及び認定部品を含む）の使用を除き、量産車の装備がそのまま維持されていなければならない。

1-2 安全ベルト

国内競技車両規則第1編第4章第4条安全ベルトに準拠した5点式以上のFIA公認安全ベルトの使用が義務付けられる。ラベルに表示された使用期限の過ぎたもの、構成部品に異常があるもの、万一事故により強い衝撃を受けたものは使用してはならない。

また、乗車定員分の標準装備シートベルトは取り外してはならない。

1-3 消火装置

消火装置の装着を推奨する。

装着する場合は、2017年国内競技車両規則第1編第4章第5条に従うこと。

1-4 ロールバー

LCJAの指定するロールバーを装着しなければならない。

1-5 フロアプレート

LCJAの指定するフロアプレートを装着しなければならない。

1-6 けん引用穴あきブラケット

車両の前後にLCJAの指定するけん引用穴あきブラケット又はフラップを備えなければならない。

取付のための最小限の改造が許される。

1-7 サーキットブレーカー

イグニッションスイッチは、その位置が容易に確認できるよう黄色で明示しなければならない。

また、サーキットブレーカーの装着を推奨する。装着する場合は、2017年国内競技車両規則に従わなければならない。

1-8 オイルキャッチタンク

オイルキャッチタンクの装着を認める。

取り付ける場合は、針金、テープ等による暫定的なものであってはならない。

またタンク本体もペットボトル等の流用は認められず、機能を有した適切な容量を持った専用容器を使用すること。キャッチタンクを装着する為の最小限のホースの取り回しの変更は認められる。

但し、ブローバイガス還元装置は当初の機能を有すること、また、キャッチタンク以外の機能を備えてはならない。

大気開放は許されない。

2. 一般改造規定

本規定に定められていない項目は、すべて当初のまままで修正加工、交換、追加、変更、調整等の改造は認められない。さらに本規定に定められていない性能向上を目的とする部品の装着は、その効果の有無を問わず一切許されない。

指定・認定 定義

指定：LCJAにより使用が義務付けられた部品。指定部品以外は純正部品を含み使用が認められない。

認定：LCJAにより使用が認められた部品。認定品以外に純正部品の使用も認められる。

指定部品：ロールケージ、フロアプレート、バッテリーステー、前後牽引フック、Bピラーカバー

認定部品：ESQUELETO TYPE-E2 バケットシート（専用ブラケット含む） LCJ15ES0001/0002

エリーゼ(1ZR)ファイナルギアセット LCJ15FG0001

エキシージスポーツ 350(V6)純正リアゲートパネル A138B0571J

エキシージ(V6)シフトフォーク LCJ15SFX0001 LCJ15SFY0002



上記指定・認定部品については、LCI ホームページに公示予定。

<http://www.lotus-cars.jp/motorsport/lotus-cup/entrant.html>

3. 材質の制限

メーカーラインオフ状態での装着（純正装着）及び車体を除き、LCJA 指定部品以外はカーボンの使用は禁止される。

4. エンジン

4-1 エンジン及び補機

国内で販売されているロータス用の純正部品に限り使用が認められる。純正部品の改造は許されない。

なお、補修用として設定されている部品を使用する場合、修理書に準じた修正をすることが許される。

4-1-1 エンジンマウント及びミッションマウント

改造、変更は許されない。

4-1-2 フライホイール

改造、変更は許されない。

4-1-3 オイルポンプ

改造、変更は許されない。

4-1-4 オイルパン

オイルパンの外観変更は許されない。ただし、エンジンオイルの片寄り防止、および温度センサー取り付けのための追加加工は許される。また、エンジンへの取り付け位置および取り付け方法／作動原理を変えなければ、オイルストレーナーの位置を変更することも許される。

4-1-5 補機バッテリー

同等品への交換、及び同一車種搭載品への交換が許される。各端子には絶縁保護を施すこと。取り付けには LCJA 指定のブラケットを使用すること。2-Eleven、Cup260、エキシージ V6、エキシージスポーツ 350(V6)は純正ブラケットを使用すること。但しドライ、リチウムへの変更及び搭載位置の変更は許されない。

4-1-6 オルタネーター

改造、変更は許されない。

4-1-7 過給機

過給機付き車両に於いては、過給機の改造、変更、ブーストアップ、室内からのコントロールは許されない。

4-2 点火系統

4-2-1 セルモーター

改造、変更は許されない。

4-2-2 点火装置

点火プラグに限り変更が許される。

4-3 吸気・排気系統

4-3-1 エアクリナー

エキシージ S (V6) ,エキシージスポーツ 350(V6),2-イレブン,エキシージ S,エキシージ Cup240,エキシージ Cup255,エキシージ Cup260,エリーゼ S(1ZZ)は、純正交換式フィルターカートリッジに限り変更が許される。但し、取り外しは許されない。

エリーゼ S(2ZR), エリーゼ SC ,エリーゼ R,エキシージ,エキシージ Cup190,エリーゼ S(1ZR)は、エアクリナー



むき出しタイプへの交換が許される。但しエアクリーナー以降の配管は純正に準じた取り回しにすること。
但し、取り外しは許されない。

4-3-2 マフラー及び排気管

当該車両の保安基準に適合したマフラーへの変更が許される。尚、保安基準適合はエントラントの責務により証明しなければならない。2010年4月以降の輸入車両にあっては、マフラーに型式プレートが備わっていること。
排気管への耐熱材の巻き付け、塗布が許される。
但しマニホールドに於いては、純正マニホールドの確認が出来るよう取り付けフランジ部分には、巻き付け、塗布をしないこと。

キャタライザー、エキゾーストマニホールドの改造、変更は認められない。

4-3-3 排出ガス

当該車両の排気ガス保安基準値を超えないこと。

4-4 冷却系統

4-4-1 ラジエター

取り付け方法の変更がないことを条件に、改造、変更が認められる。
ただし、追加ラジエターは認められない。
ラジエターキャップの変更は許される。

4-4-2 ラジエターファン

改造、変更は許されない。但し、ファンコントローラーの追加・変更は許される。

4-4-3 配管

改造、変更は許されない。
電子式メーターを取り付ける為の最小の配管の改造は許される。

4-4-4 オイルクーラー

改造、変更は許されない。

4-4-5 サーモスタット

改造、取り外しは許されない。

4-5 エンジンコントロールユニット

改造、変更は許されない。
但し、LCJAの認定した方法によるスピードリミット解除及びアップデートは許される。

5. シャシー

5-1 最低地上高

最低地上高は、9cm以上を確保すること。

5-2 全長及び全幅

変更しないこと。

5-3 最低重量

5-3-1 予選・決勝を通じてドライバーを除いた車両最低重量は、以下の通りとする。

| モデル | 最低重量 |
|-----------------------------|---------|
| エキシージ S (V6) /エキシージスポーツ 350 | 1,130kg |
| 2-イレブン CUP | 720kg |

| | |
|---|-------|
| エキシーJ S/エキシーJ CUP260 エキシーJ CUP255/エキシーJ CUP240 | 870kg |
| エキシーJ/エキシーJ CUP190 | 860kg |
| エリーゼ S(2ZR) /エリーゼ SC | 880kg |
| エリーゼ R | 840kg |
| エリーゼ S(1ZZ) | 830kg |
| エリーゼ (1ZR) | 860kg |

5-3-2 最低重量は、性能均衡化を目的に年度途中であっても変更する場合がある。

5-3-3 車両重量調整のためのバラストの使用は許されない。

5-4 ラバーマウント及びブッシュ

改造、変更は許されない。

6. 駆動装置

6-1 クラッチ

数及び直径を除き変更が許される。但し、カーボン製の使用は認められない。

クラッチ油圧回路にクラッチダンパーが純正装備される車両は、クラッチダンパーを取り外すことが認められる。

クラッチラインの変更は最小限に留めなければならない。

6-2 トランスミッション

改造、変更は許されない。

但し、エキシーJ S (V6) /エキシーJスポーツ 350 に関しては、LCJA 認定品のシフトフォークへの交換が許される。

6-2-1 変速レバー及びシフトノブ

シフトノブの変更が許される。(車検合致のシフトパターンが明記されている事)

6-3 ディファレンシャル

ディファレンシャルは数を変更しなければボルトオンで取り付けられる LSD を取り付けることができる。

但し、元のケースを使用すること。

6-4 最終減速比

エリーゼ (1ZR) のみ最終減速比の変更が許される,但し、LCJA 認定品を使用すること。

7. 制動装置

7-1 ブレーキパッド

ブレーキパッドの材質変更が許される。

但し、カーボン材 (カーボン含有率がすべてを占めるもの) は使用できない。

7-2 ブレーキホース

ブレーキホースの変更が許される。

7-3 ブレーキローター

サイズ変更、取り付け方法の変更がないものは認める。但しカーボン含有率がすべてを占めるものは許されない。

7-4 バックプレート

改造、変更は許されない。

7-5 その他

改造、変更は許されない。また、ABS 及びブレーキアシストシステムの作動停止は許されない。

8. サスペンション

8-1 スプリング

変更が許される。但し、ジャッキアップ時の遊びのある物、切断、溶接、交換品の加工は許されない。

8-2 ショックアブソーバー

変更が許される。但し、取り付け方法の変更、及び室内からの減衰力、車高の調整は許されない。

フロントショックアブソーバー取り付けにあたり、上部取り付けマウントの変更は許される。

但し、ショックアブソーバー上部取り付けボルト位置の変更は許されない。

8-3 スタビライザー

改造、変更は許されない。

8-4 アーム

改造、変更は許されない。

8-5 トーコントロールロッド

リアトーロッドの補強の為にトーコントロールロッドの追加が許される。

9. タイヤ及びホイール

LCJA の指定するタイヤ及び、ホイールサイズを使用しなければならない。

なお、同時に装着する 4 本のタイヤ・ホイールは同一銘柄にすること。

エリーゼ/エキシージ/2-イレブン

タイヤ : ADVAN NEOVA AD08R サイズ : F)205/45-16 R) 225/45-17

ホイール : 銘柄は自由 サイズ : F) 7.0 J x 16 R) 8.0 J x 17 までとする。

インセット : F) 25mm以上 R) 32mm以上とする。

エキシージ S (V6) /エキシージスポーツ 350

タイヤ : ADVAN NEOVA AD08R サイズ : F) 205/45-17 R) 265/35-18

ホイール : 銘柄は自由 サイズ : F) 7.5 J x 17 R) 9.5 J x 18 までとする。

インセット : F)26mm以上 R) 33mm以上とする。

9-1 タイヤ

- (1)タイヤ及びホイールは、いかなる場合も他の部分と接触しないこと。
- (2)タイヤ及びホイールは、車軸中心より前方 30° 後方 50° の範囲内でフェンダーからはみ出さないこと。
- (3)タイヤの溝は常に 1.6mm 以上あること。
- (4)タイヤは加工しないこと。
- (5)タイヤのウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は行わないこと。

9-2 ホイール

- (1)ホイールナットの材質及び形状の変更は許される。但し、ホイールディスク面より突出さないこと。
- (2)ホイールスペーサーの使用は許されない。
- (3)ホイールに間隔保持のための部材を溶接すること、及びアクスルハブに間隔保持のための部材を溶接することは許されない。



- (4)走行中、はずれる恐れのあるホイールキャップは取り外さなくてはならない。
- (5)カーボン製は許されない。
- (6)JWL マーク、もしくは VIA マーク、または LOTUS 純正品であること。

10. 車体

10-1 自動車登録番号標

改造は許されない。 取り付け位置、方法の変更は許されない。

10-2 空力装置

性能向上を目的とする空力装置の装着は許されない。

10-2-1 ボンネット及びトランク

改造、変更は許されない。

10-2-2 フロントスポイラー

改造、変更は許されない。

10-2-3 リアスポイラー

改造、変更は許されない。

10-2-4 サイドスカート

改造、変更は許されない。

10-2-5 サイドダクト

改造、変更は許されない。

10-2-6 ルーフダクト

改造、変更は許されない。

10-2-7 バンパー

改造、変更は許されない。 但し、フロントバンパー開口部にエアコンコア及びラジエーターコアの破損防止の為、防護ネットを取付けることができる。 なお、防護ネットの取付けは車体側の形状に影響することなく、また簡易な取付けは許されない。

10-2-8 ミラー

改造、変更は許されない。

10-2-9 ソフトトップ

エリーゼ、エキシージ (V6) ロードスターでの参加車両は、如何なる場合もオープン状態で参戦すること。

10-2-10 リアテールゲートパネル

エキシージ S(V6)モデルは、スポーツ 350 のテールゲートパネル 認定部品 (部品番号 A138B0571J) への変更が許される。

10-2-11 リアゲートダンパー

リアゲートダンパーを使用している車両については、出走時、当該部品を取り外していること。

尚、公道車検時には、復元していること。

10-3 補強

10-3-1 車体の改造は許されない。

10-3-2 アッパータワーバー

改造、変更は許されない。

10-3-3 ロアタワーバー

改造、変更は許されない。

10-4 車体内部

10-4-1 コクピット

改造、変更は許されない。

10-4-2 内装

車室内のすべての部品は削除することができない。但し下記に記載されたものを除く。

(1)ロールバーの装着、に伴う最小限の内装切除。

(2)着脱式のリアシェルフは取り外しても良い。

10-4-3 ステアリングホイール

改造、変更は許されない。但し、レース時はエアバックコンピューターのコネクターを外し、作動をキャンセルさせること。(レース後は復元させること)

10-4-4 フットレスト・ペダルカバー及びヒールプレート等

装着することができる。但し、確実に取付けること。

10-4-5 座席

純正シートであり、且つ5点式以上のベルトに対応するシート、または認定バケットシートの装着が許される。
シートの改造は許されない。

10-4-6 隔壁

改造、変更は許されない。

10-4-7 障害者用操作装置

障害者用操作装置を装着することができる。但し、健常者は使用しないこと。

10-4-8 追加アクセサリ

車両の美観または居住性に関わる付属品（照明、ラジオなど）といった、車両の動きにいかなる影響を及ぼさないものはすべて認められる。

10-4-9 補助メーター（計測器）

電気式メーターに限り装着することが許される。但し、標準装備されているメーター類は当初の機能を保持しなくてはならない。

取付けについては乗員の保護を十分に考慮した取付け位置、取付け方法であること。なお、計測センサー取付けのための追加・修正加工は許される。

配線の改造を伴うもの、OBD カプラーを使用するデータロガーは許されない。

10-4-10 無線機

無線機、携帯電話の搭載、使用は許されない。

1 1. 一般消耗品

オイルフィルター、ワイパーブレード、等の消耗品は、同等品への交換が許される。

灯火類のバルブに関しては、保安基準適合品への交換が認められる。

1 2. 統一解釈

本規定の解釈に疑義を生じた場合は、当該大会の技術委員長の解釈をもって最終とする。